

# 大和高田市教育委員会及び小中学校

## インターネット接続サービス提供業務に関する覚書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が令和〇年〇月〇日付で提出した、電気通信サービス利用申込（以下「本申込」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、本申込に係るインターネット回線及びプロバイダー接続サービス（以下「本サービス」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

2 本サービスの提供に関する詳細な業務内容等は、甲が作成した「大和高田市教育委員会及び小中学校インターネット接続サービス提供業務仕様書」の定めるところによる。

### （契約期間）

第2条 本サービスの提供期間（回線敷設期間と契約期間）は、施設区分ごとに次のとおりとする。

#### （1）大和高田市教育委員会における提供期間

ア 回線敷設期間：本申込日から令和8年8月31日まで

イ 契約期間：令和8年9月1日から令和13年9月30日まで（61ヶ月）

#### （2）小中学校における提供期間

ア 回線敷設期間：本申込日から令和8年9月30日まで

イ 契約期間：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60ヶ月）

### （契約金額）

第3条 本サービスの利用料金（契約金額）は、施設区分ごとに次のとおりとする。

#### （1）総額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税別途）

#### （2）大和高田市教育委員会における利用料金

ア 初期費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

イ 月額費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

#### （3）小中学校における利用料金

ア 初期費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

イ 月額費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

2 初期費用については、第2条に定める回線敷設期間終了後、甲の確認（検査）が完了した後に、甲が乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 月額費用については、第2条に定める各施設区分における契約期間の各月分を、甲の確認（検査）が完了した後に、甲が乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

### （本申込等との関係）

第4条 本覚書に定めのない事項に関しては、本申込の内容及び乙の定める電気通信サービス約款及び利用規約を適用するものとする。

(特約条項)

第5条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

令和8年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内 大造

乙 ○○○○  
○○○○  
○○○○○○○○

【業務提携する場合（インターネット回線事業者）】

## 大和高田市教育委員会及び小中学校

### インターネット回線提供業務に関する覚書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が令和〇年〇月〇日付で提出した、電気通信サービス利用申込（以下「本申込」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本申込に係るインターネット回線提供業務（以下「本サービス」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

2 本サービスの提供に関する詳細な業務内容等は、甲が作成した「大和高田市教育委員会及び小中学校インターネット接続サービス提供業務仕様書」の定めるところによる。

（契約期間）

第2条 本サービスの提供期間（回線敷設期間と契約期間）は、施設区分ごとに次のとおりとする。

（1）大和高田市教育委員会における提供期間

ア 回線敷設期間：本申込日から令和8年8月31日まで

イ 契約期間：令和8年9月1日から令和13年9月30日まで（61ヶ月）

（2）小中学校における提供期間

ア 回線敷設期間：本申込日から令和8年9月30日まで

イ 契約期間：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60ヶ月）

（契約金額）

第3条 本サービスの利用料金（契約金額）は、施設区分ごとに次のとおりとする。

（1）総額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税別途）

（2）大和高田市教育委員会における利用料金

ア 初期費用：金〇〇〇,〇〇〇円（消費税等別途）

イ 月額費用：金〇〇〇,〇〇〇円（消費税等別途）

（3）小中学校における利用料金

ア 初期費用：金〇〇〇,〇〇〇円（消費税等別途）

イ 月額費用：金〇〇〇,〇〇〇円（消費税等別途）

2 初期費用については、第2条に定める回線敷設期間終了後、甲の確認（検査）が完了した後に、甲が乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 月額費用については、第2条に定める各施設区分における契約期間の各月分を、甲の確認（検査）が完了した後に、甲が乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（本申込等との関係）

第4条 本覚書に定めのない事項に関しては、本申込の内容及び乙の定める電気通信サービス約款及び利用規約を適用するものとする。

（特約条項）

第5条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長

期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

令和8年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内 大造

乙 ○○○○  
○○○○  
○○○○○○○○

【業務提携する場合（ISP事業者）】

# 大和高田市教育委員会及び小中学校 インターネットサービスプロバイダー提供業務に 関する覚書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が令和〇年〇月〇日付で提出した、電気通信サービス利用申込（以下「本申込」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本申込に係るインターネットサービスプロバイダー業務（以下「本サービス」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

2 本サービスの提供に関する詳細な業務内容等は、甲が作成した「大和高田市教育委員会及び小中学校インターネット接続サービス提供業務仕様書」の定めるところによる。

（契約期間）

第2条 本サービスの提供期間（契約期間）は、施設区分ごとに次のとおりとする。

（1）大和高田市教育委員会における提供期間

ア プロバイダー設定期間：本申込日から令和8年8月31日まで

イ 契約期間：令和8年9月1日から令和13年9月30日まで（61ヶ月）

（2）小中学校における提供期間

ア プロバイダー設定期間：本申込日から令和8年9月30日まで

イ 契約期間：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60ヶ月）

（契約金額）

第3条 本サービスの利用料金（契約金額）は、施設区分ごとに次のとおりとする。

（1）総額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税別途）

（2）大和高田市教育委員会における利用料金

ア 初期費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

イ 月額費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

（3）小中学校における利用料金

ア 初期費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

イ 月額費用：金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）

2 初期費用については、第2条に定めるプロバイダー設定期間終了後、甲の確認（検査）が完了した後に、甲が乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 月額費用については、第2条に定める各施設区分における契約期間の各月分を、甲の確認（検査）が完了した後に、甲が乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（本申込等との関係）

第4条 本覚書に定めのない事項に関しては、本申込の内容及び乙の定める電気通信サービス約款及び利用規約を適用するものとする。

（特約条項）

第5条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

令和8年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内 大造

乙 ○○○○  
○○○○  
○○○○○○○○